

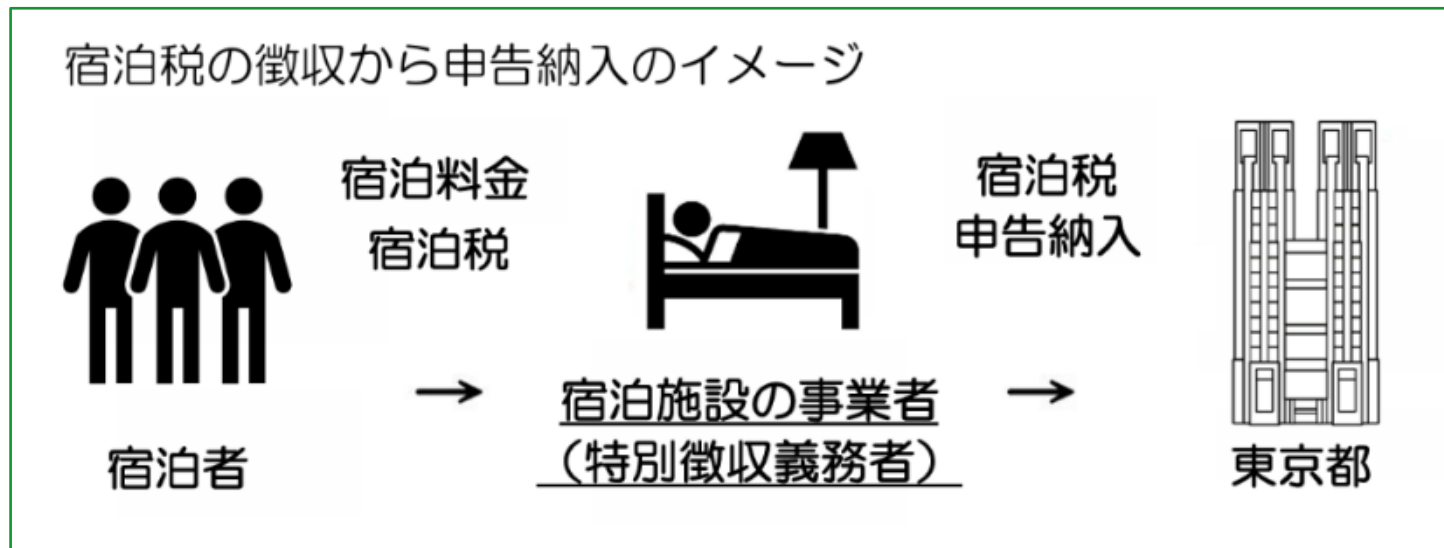
# 宿泊事業者のみなさまへ

## 宿泊税特別徴収義務者登録 編



# 宿泊税とは

- 宿泊税は「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策」に要する費用に充てるため、東京都が独自に導入した法定外目的税です。
- 宿泊税は、ホテル等における**宿泊に対し**、その**宿泊者に課**されます。
- 徴収方法は、**宿泊事業者**が宿泊者から税を徴収し、**東京都に納入**することとしています。



- 条例改正により、新たに**簡易宿所・特区民泊・住宅宿泊事業者**のみなさまも、**宿泊税の徴収が義務付けられます**。
- 対象となる事業者のみなさまは、事前に特別徴収義務者の登録をお願いいたします。

# 申請・特別徴収義務者登録

宿泊施設の経営を開始されたら

※  
**特別徴収義務者の登録**が必要です

※ 但し、以下の条件を全て満たす施設は、特別徴収義務者登録が不要です。

- ①料金設定等により 一人 1泊13,000 円以上の宿泊がない施設
- ②宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実である施設

# 特別徴収義務者とは

Q.そもそも特別徴収義務者って誰？

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

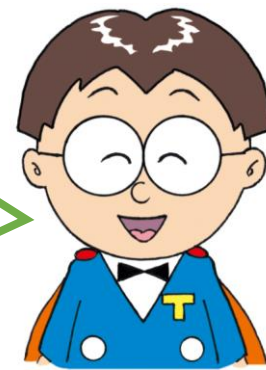
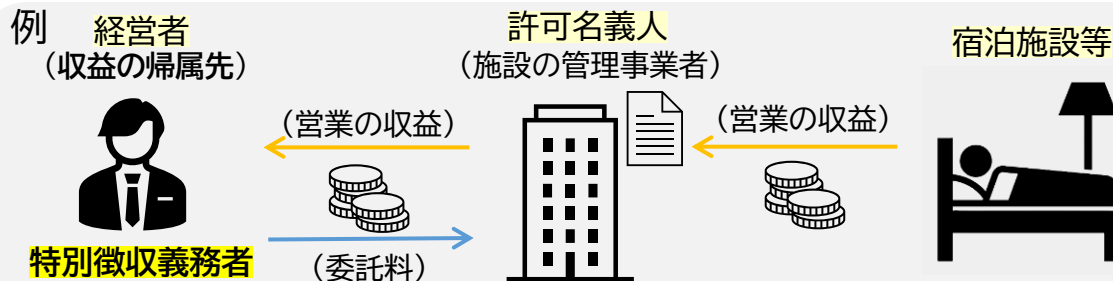
年 月 日

受付印

特別徴収	住所	(ふりがな)	〒	-
	住所			
	電話	( )		

A. 宿泊施設の**経営者**が、  
特別徴収義務者だよ

- ✓ 経営者とは、営業許可等の名義に関わらず、  
営業による損益が最終的に帰属する実質的な経営者のことだよ。



# 申請・特別徴収義務者登録



Q.登録は、いつまでに行えばいいの？

A.新規開業施設は、  
経営開始**5**日前までに申請が必要です

- ✓ 条例の改正に伴い、新たに特別徴収を行っていただく、簡易宿所・特区民泊・住宅宿泊事業者のみなさまは、年度末は申請が混み合うことが予想されるため、**令和8年12月までに申請**をお願いします。



# 登録申請書の記入

登録申請書の提出は、

営業許可・認定・届出ごとに、

登録申請書・添付書類の準備が必要です。

申請書の取得は、

① 主税局HP 宿泊税 事業者ページ



② 都税事務所、都税支所及び支庁窓口

eLTAXによる電子申請なら  
申請書を取得せずに手続きが可能です。

eLTAX利用案内

## 宿泊税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

受付印 都税事務所長 支 庁 長 宛 特別徴収義務者	(ふりがな)	〒 -										
	住 所	電話 ( )										
	(ふりがな)											
	氏名(名称及び代表者名)											
	法人番号											
施設の営業許可等	住 所											
	氏 名 又は名称											
	許可・認定・届出年月日						許可・認定・届出番号					
	許可名義人との関係						種別	旅館・ホテル/簡易宿所/ 特区民泊/住宅宿泊事業				
施設	(ふりがな)	〒 -										
	所在地	電話 ( )										
	(ふりがな)											
設	名 称											
	概 要	床面積	m <sup>2</sup>	地上 地下	階	客室数	室	取容人員	名			
	経営開始年月日	年	月	日	登録事由発生日	年	月	日				
	(ふりがな)	〒 -					〒 -					
施設の所有者	住 所 又は所在地	電話 ( )					電話 ( )					
	(ふりがな)											
	氏 名 又は名称											
共同事業者	住 所 又は所在地	〒 -					〒 -					
	(ふりがな)	電話 ( )					電話 ( )					
	(ふりがな)											
管理 業者	住 所 又は所在地	電話 ( )										
	(ふりがな)											
	氏 名 又は名称											
	法人番号											
送 付 先 等	(ふりがな)	〒 -										
	住 所 又は所在地	電話 ( )										
	(ふりがな)											
	氏 名 又は名称											
添付書類	1. (経営者が個人の場合)住民票の写し 2. 営業許可書 3. 宿泊約款 4. 料金表 5. (経営を委託している場合)経営委託契約書等											

※印の欄は記入しないでください。また、郵送により申請書を提出する場合は、控の郵送を希望される方は返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

※入力

※照合

(主管事務所用)

# 提出年月日の記入

申請書の提出年月日を記入

## 宿泊税特別徴収義務者登録申請書

令和8年 7 月 1 日

受付印

千代田 都税事務所長 支 庁 長	宛 特別 徴収 義務 者	(ふりがな)	〒	-
		住 所	電話	
		(ふりがな) 氏名 (名称及 び代表者名)		

※印の欄は記入しない  
また、郵送により申請

# 特別徴収義務者欄の記入

特別徴収義務者の ①郵便番号 ②住所 ③電話番号 ④氏名 を記入  
 法人の場合は、④法人名 ⑤代表者の職 ⑥氏名 ⑦法人番号 も併せて記入

## 宿泊税特別徴収義務者登録申請書

令和8 年 7 月 1 日

受付印

千代田 都税事務所長 支 庁 長 宛 特別徴収義務者	(ふりがな) しんじゅくく◆◆ちょう ① 〒 163 - ◆◆◆◆
	住 所 新宿区◆◆町 — —  ③ 電話 03-(◆◆◆◆)-1234
	(ふりがな) ④ かぶしきがいしゃとうきょうかんこう だいひょうとりしまりやく とうきょうたろう 氏名 (名称及 ⑤ 株式会社 東京観光 び代表者名) ⑥ 代表取締役 東京太郎
	法人番号 ⑦ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

# 施設の営業許可等欄の記入

営業許可書・特定認定書・民泊届出等に記載の内容をそのまま転記  
(添付書類である許可書等と内容の確認を行います)

許可・認定・届出の名義人の住所・氏名(名称)を記載してください。  
(施設の所在地・名称ではありません)

施設の 営業許可等	住 所	新宿区◆◆町   -   -		
	氏 名 又は名称	株式会社 東京観光		
	許可・認定・ 届出年月日	令和8年6月21日	許可・認定・ 届出番号	8新◆◆第◆号
	許可名義人 との関係	本人	種別	旅館・ホテル / 簡易宿所 / 特区民泊 / <u>住宅宿泊事業</u>

特別徴収義務者と許可名義人が異なる場合は、  
両者の関係を具体的に記載してください。  
例:管理業務の委託者

○をつけてください。

# 施設欄の記入(所在地・名称)

宿泊施設等の ①郵便番号 ②所在地 ③電話番号 ④名称 を記入  
(添付書類である許可書等と内容の確認を行います)

ふりがなも必ず記入してください。

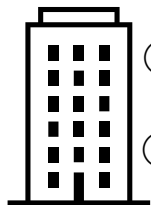
施	(ふりがな)	しんじゅくく◆◆ちょう
	①	〒 163 - ◆◆◆◆
	②所在地	新宿区◆◆町   -   -
		③ 電話 03-◆◆◆◆-1234
	(ふりがな)	とうきょうほてる
	④名 称	東京ホテル

住宅宿泊事業において、名称を設けていない場合は省略可能です。

# 施設欄の記入(施設概要)

官公庁等への提出書類から、①床面積 ②階層数 ③客室数 ④収容人員を記入

例 宿泊施設の使用部分を記載



①マンション5階が宿泊施設 ▶

地上 5 階  
地下

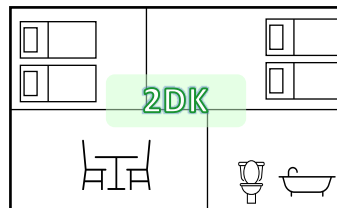
②ビル5階から10階が宿泊施設 ▶

地上 5~10 階  
地下

設

概	要	床面積 ① 1,050 m <sup>2</sup>	② 地上 5~10 階 地下	客室数 ③ 36 室	収容人員 ④ 85 名
---	---	----------------------------	-------------------	------------	-------------

※ 客室数は、間取り(2DK・3LDK等)の部屋数ではなく、貸し出し単位での室数をご記入ください。



= 1室

# 経営開始年月日欄等の記入

経営開始年月日は、**経営を開始した年月日**を記入  
 (登録事由発生日は、経営開始年月日と同日ではない場合に記入)

例

昭和63年4月1日経営開始。当初は、免税点以下の料金のみで営業していたが、料金改定により、令和9年8月1日以降は、免税点以上が見込まれるため登録する。

経営開始年月日	昭和63年 4 月 1 日	登録事由発生日	令和9 年 8 月 1 日
---------	---------------	---------	---------------

経営開始年月日	令和8 年 7 月 1 日	登録事由発生日	令和9 年 4 月 1 日
---------	---------------	---------	---------------



簡易宿所・特区民泊・新法民泊の区分に該当する施設で、  
令和9年4月1日以前から営業している施設は、

登録事由発生日に「**令和9年4月1日**」と記入してください。

# 施設の所有者欄の記入

施設の建物登記簿等に記載された所有者の ①住所 ②郵便番号 ③電話番号  
④氏名 を記入

所有者が法人の場合には ⑤所在地 ⑥法人名 ⑦代表者名 を記入

施設の所有者	(ふりがな)	しんじゅくく◆◆ちょう		
	① ⑤ 住所 又は所在地	〒 ② 163 - ◆◆◆◆ 新宿区◆◆町1-1-1 ③ 電話 03- (◆◆◆◆) -1234	〒	- 電話
所有者	(ふりがな)	とうきょう たろう		
	④氏名 ⑥又は名称 ⑦	東京 太郎		

他の欄と同様の内容を記載する場合は、  
「〇〇欄と同上」と記載しても差し支え  
ありません。

# 共同事業者欄の記入

共同事業者がいる場合は、特別徴収義務者以外の共同事業者を記入

※「共同事業者」とは、契約書や役員会議事録等で定められた者です。  
その事実が確認できる契約書等についても提出願います。

共同 事業 者	(ふりがな)	しんじゅくく▲▲ちよう	
	住所 又は所在地	〒 164 - ▲▲▲▲ 新宿区▲▲町1-1-1 電話 03-(▲▲▲▲)-0000	〒 - 電話 ( )
	(ふりがな)	とちよう はなこ	
	氏名 又は名称	都庁 花子	

単に、施設の管理を委託されている場合は、共同事業者とはなりません。

# 管理事業者欄の記入

宿泊施設の管理を委託している場合は、委託先の事業者情報を記入  
その事実が確認できる契約書等についても提出願います。

管 理 業 者	(ふりがな)	ちよだく●●ちょう ●●ビル201											
	住所 又は所在地	〒 101 - ◇◇◇◇ 千代田区●●町1-1-1 ●●ビル201号室 電話 03-(●●●●) -0123											
業 者	(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ●●かんりがいしゃ だいひょうとりしまりやく とちょう じろう											
	氏名 又は名称	株式会社 ●●管理会社 代表取締役 都庁 次郎											
	法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1

# 送付先欄の記入

都税事務所等から申告内容等に関する問い合わせ、関係書類を送付する場合のあて先を記入

直通番号を記入してください。

送付先等	(ふりがな)	ちよたく●●ちょう ●●ビル201
	住所 又は所在地	〒 101 - ◇◇◇◇ 千代田区●●町1-1-1 ●●ビル201号室
		電話 03- (●●●●) -0123
	(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ●●かんりがいしゃ けいりぶ
	氏名 又は名称	株式会社 ●●管理会社 経理部

ご連絡や書類が確実に届くよう、  
担当部署名まで記入してください。

# 添付書類

申請書に添付した書類の番号に丸を付ける

添付書類

- ① (経営者が個人の場合) 住民票の写し ② 許可・認定・届出番号を確認できる書類  
③ 宿泊約款 ④ 料金表 5. (経営を委託している場合) 経営委託契約書等

添付書類は、以下のとおりです。なお、添付書類はいずれも写しで結構です。

## 【添付書類一覧】

①	経営者が個人の場合、「住民票」
	旅館業の場合、「旅館業営業許可書」
②	特区民泊の場合、「特定認定書」
	住宅宿泊事業の場合、届出者名・届出番号・建物の所在地が確認できる書面 (例:届出番号通知書、民泊制度ポータルサイト内民泊制度運営システム(業者)画面の写し等)
③	宿泊約款 (宿泊契約にかかる書面(キャンセルポリシー等でも可)。Webページの印刷も可能)
④	宿泊料金表 (1人1泊1万3千円以上の宿泊が発生することを確認できるもの。Webページの印刷も可能)
⑤	経営や管理を委託している場合、「経営委託契約書」「管理委託契約書」等

# 提出方法

①

電子申請(eLTAX)



自宅やオフィス等から手続きが可能な電子申請も可能

詳細は、 コチラ をご確認ください。

②

郵送



郵送先

〒101-8520 東京都千代田区内神田2-1-12  
千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当 あて

※控えが必要な場合は、宛先記載・切手貼付済みの返信用封筒を同封

③

窓口持参



お近くの都税事務所、都税支所及び支庁窓口  
(なお、ご質問は千代田都税事務所で承っております。)

# 提出後

(証票の見本)

第 123456 号

## 宿泊税 特別徴収義務者証票

東京都宿泊税条例に定める特別徴収義務者  
であることを証する。

東京都

### *Accommodation Tax Special Collecting Agent Certificate*

*Verified as a special collecting agent as written in  
The Tokyo Metropolitan Government Accommodation  
Tax Ordinance.*

*Tokyo Metropolitan Government*

○ 登録手続き完了後、**約2週間程度**<sup>(※)</sup>で特別徴収義務者証票を郵送します。

※ 簡易宿所・特区民泊・住宅宿泊事業について、令和8年7月から令和9年2月までに申請いただいた分は、**令和9年3月下旬**に証票を一括発送予定です。

○ 証票はお手元に届き次第、宿泊者が見やすい箇所に**掲示**してください。

宿泊税特別徴収義務者一覧について、令和8年度中に、新たにホームページで公表を開始する予定です。



ご登録手続きは、完了です  
お手続きありがとうございました

ご登録後は、申告・納入の  
お手続きをお願いします

